

公開・非公開の別

公開 部分公開

非公開

第7回 浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会

- 1 開催日時 令和8年5月29日（金） 15:00～16:00
- 2 開催場所 こども家庭部 大会議室（ザザシティ浜松 中央館5階）
- 3 出席状況 委 員 藤田 美枝子、伊豆田 悦義、大嶋 正浩、原田 博子、中野 雅章、
河合 洋子、雨宮 寛、中村 勝彦、宮崎 正、岡田 政之、袴田 洋史、
鈴木 裕隆
欠席委員 徳田 義盛
事務局 こども家庭部：野田部長
こども若者政策課：園田課長、藤井課長補佐、
足立青少年育成センター所長、谷野副主幹、渡邊
鈴木管理・育成グループ長、桐生主任、中山
子育て支援課：小山課長、鈴木家庭支援担当課長
児童相談所：池田所長
- 4 傍聴人 5人
- 5 内 容 <<議事>>
(1)「浜松市こどもの権利条例」の素案
(2)その他
・今後の予定
- 6 会議録作成者 こども若者政策課 管理・育成グループ 中山
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有・無

8 会議記録

1 開会

2 議事

(1)「浜松市こどもの権利条例」の素案

【説明】こども若者政策課（園田課長）

（中村委員）

別紙④の「（イメージ）浜松市こどもの権利条例・やさしい版」について、小学校高学年以上を対象とした作りになっていると説明がありましたが、より小さなこどもでもわかるような資料は作成しないのでしょうか。幼少期のこどもが理解しやすいように、絵本や動画などがあるとわかりやすいと思います。

（こども若者政策課・園田課長）

条文を小さいこどもに理解していただくことは難しいと思いますが、小さいこどもの意見を聞かずに条例を策定することは、本来の形ではないため、条文を作る段階において、様々な機関の協力を得て小さいこどもたちからの意見を聞き、条例に反映しています。

（原田委員）

条文について、「権利条例」という言葉自体、大人でも難しい言葉と感ずるため、権利条例を親しみやすく、よりわかりやすくするために富士市のように「です・ます」調にさせていただきたいです。

また、第11条「保護者の責務」の第1項について、「保護者は、こどもの養育に主たる責任があることを認識し、愛情をもって養育し、」とありますが、1つ目の「養育」の部分『成長及び発達について』とし、「保護者は、こどもの成長及び発達について責任があることを認識し、愛情をもって養育し、」と表現を修正したほうが良いと思います。

（藤田委員長）

条文について、こどもの権利に関する条例は、こどもの意見が反映されたものという位置づけのため、資料2「浜松市こどもの権利条例逐条解説・案」P1の前文と同様「です・ます」調にさせていただきたいです。

（こども若者政策課・園田課長）

条文について、「です・ます」調は、事務局でも調べ、検討をしたのですが、浜松市公用文の作成に関する規程にて、条文は、「である」調と決まっているため、本条文も「である」調の条文となります。

また、第11条第1項の「保護者は、こどもの養育に主たる責任があることを認識し、愛情をもって養育し、」について、こども基本法第3条第5項の基本理念で「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識」と定められて

おり、その一文を参考にしています。

(原田委員)

第11条第1項について、子どもの権利条約の第18条第1項を参考に「発達」という言葉を条文へ入れていただきたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

第11条第1項について、子どもの権利条約の第18条第1項の「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」を参考に検討させていただきます。

(伊豆田委員)

保護者の責任について、児童福祉法の第2条第2項に「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」と定められており、「養育する・育成する」という言葉は、おとな側の言葉ですが、「健やかな成長・発達」という言葉は、こども側の言葉ですので、浜松市として、どちらの目線から条文を書くのか検討していただきたいと思います。

(藤田委員長)

条例第3条第4号について、「こどもは権利の主体であり、こどもに関する全てのことは、こどもの成長及び発達の程度に応じて、その最善の利益が優先して考慮されること。」とありますが、第4号ではなく、第1号にくるべきではないかと思えます。

(こども若者政策課・園田課長)

第3条について、こども基本法等を参考にしておりますが、各号の順番は検討させていただきます。

(藤田委員長)

第5条について、「自分らしく心豊かに健やかに育つ権利があり、」の「自分らしく」の部分に他都市を参考に「ありのままの自分が認められること」や「自分らしさが認められ、個性が尊重されること」を入れていただきたいと思えます。

(こども若者政策課・園田課長)

検討させていただきます。

(藤田委員長)

第5条第3号について、「休息及び余暇をとり、成長及び発達の程度に応じた遊びを楽しむことができること。」とありますが、前半の「休息及び余暇をとり」の部分で「安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。」とし、後半部分の「成長及び発達の程度に応じた遊びを楽しむことができること。」と分け、2つにしたいです。

また、「こどもの権利について知ること。」を第5条に入れていただきたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

「知る権利」について、必要な権利ですので、条文として入れる場所などを検討させていただきます。

(伊豆田委員)

別紙②の「浜松市こどもの権利条例施行規則(案)」について、パブリック・コメントで公表しますか。

(こども若者政策課・園田課長)

「浜松市こどもの権利条例施行規則(案)」はパブリック・コメントで公表しません。

(伊豆田委員)

別紙②の「浜松市こどもの権利条例施行規則(案)」第7条第1項について、書面で申立てをするとなっていますが、文書を書けない方がいた場合、どのように運用するか考えていらっしゃいますか。

また、規則第8条の「調査審議の対象外」の書き方について、「条例第16条第1項の規定により、特別の事情があると認められるときを除き、次に掲げる事項に該当すると認められるときは調査審議を行わないこととする。」となっていますが、「特別の事情があると認められるときを除き」の部分がわかりにくいいため、第16条第1項のただし書きを「原則として規則に書いてあるものは調査審議をしないが、特別な事情がある場合は審議できる」という内容にすることはできますか。

そして、規則第8条第4号の「議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき」について、どのような場合を想定しているか教えていただきたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

第7条第1項の書面による申立てについて、申立ては救済機関に対して行われ、相談窓口では、相談と申立ての両方の受付を行うということもあり、相談と区別するためにも申立ては書面で行いたいと考えています。

文書を書けない方がいらっしゃった場合は、代筆で対応することを想定しています。

また、規則第8条の書き方について、他都市を参考に作成していますが、わかりやすい表現にしていきたいと思います。

なお、規則第8条第4号についても、検討のうえ、不要であれば削除していく予定です。

(藤田委員長)

条例第16条第2号に「前号に掲げるもののほか、こどもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案があるときは、市長の同意を得て、当該事案について調査を行うこと。」とありますが、委員会の活動が市長の意向に左右されることなく、こどもの最善の利益を最優先に遂行されるためには、運用面での明確な独立性が確保されていることが大切だと思います。「こどもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査することを市長は尊重する」や「市は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない」などを逐条解説だけ

ではなく、条文に入れていただきたいです。市長の同意がなくても委員の発意で調査できるようにしておいた方が良いのではないかと思います。

(こども若者政策課・園田課長)

救済委員会は市の附属機関であるため、市からの完全な独立は、地方自治法上できません。例えば、市長の同意がなく調査した案件で、誤った対応をしてしまった場合、救済委員会は、市の附属機関ですので、市が責任を負うこととなります。市が知らなかったということがないよう、市は責任をもって調査・対応している点を認識し、調査をしていただくため、市長の同意は必要です。

(伊豆田委員)

市と救済委員会の関係は、地方自治法上の諮問答申機関の位置づけのため、市長の同意が必要ということについては、承知しました。

資料2「浜松市こどもの権利条例逐条解説・案」P23の第16条について、【解説】の「(2)の職務」の下から3行目に「市長が委員会の調査審議に対する権限を制約するものではなく、市長は委員会の意見を尊重し、委員会は調査審議を行う際に市長と協議を経ることを求めるものです。」とありますが、もし、市長が調査審議の合理性がある事案であるにも関わらず、同意しない場合は、同意の裁量の逸脱になりますが、同意をする、同意しないに関する基準・目安として記載しているとの認識でよろしいでしょうか。

(こども若者政策課・園田課長)

お見込みのとおりです。

なお、市長が同意しない場合、市は、同意しない理由の説明責任があります。その理由に合理性がない場合は、市長は同意することとなります。

(伊豆田委員)

承知しました。

小学校の先生にお伺いしたいのですが、別紙④の「(イメージ)浜松市こどもの権利条例・やさしい版」について、中学年・高学年のこどもが理解できると思いますか。

(袴田委員)

小学校高学年は理解できると思いますが、低学年では、理解するのは難しいと思います。

中村委員がおっしゃっていた絵本や動画などは良いと思いますが、言葉が難しいため理解は難しいと思います。

(伊豆田委員)

できるだけ、小さいこどもにもわかりやすいようにしていただいてからパブリック・コメントを行っていただければと思います。

(2) その他

【説明】 こども若者政策課（園田課長）

（伊豆田委員）

パブリック・コメントの実施に関する周知や実施期間を教えてください。

（こども若者政策課・園田課長）

パブリック・コメントの実施に関する周知は、広報はままつや浜松市のホームページなど様々な媒体で行う予定です。実施期間は、1ヵ月程度です。パブリック・コメントでは、条文と逐条解説を提示する予定です。「浜松市こどもの権利条例・やさしい版」は、条文ではないためパブリック・コメントでは、提示しませんが、小さい子どもからの意見も必要のため、パブリック・コメントとは別の意見聴取で使用します。

3 閉会